

建 技 第 389 号
令和2年11月30日

本庁関係各課及び各出先機関の長 様

建設技術企画課長

「週休2日推進工事積算要領」の改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正するので通知します。

記

- 1 改正取扱い（内容は別添のとおり）
 - （1）週休2日推進工事積算要領
 - （2）週休2日推進工事積算要領（港湾・漁港工事）
- 2 適用時期
令和2年12月1日以降の積算から適用する。
- 3 改正内容
 - ・補正対象外となる労務単価を明記

担 当：技術調査班
電話番号：054-221-2131

週休2日推進工事積算要領

令和2年12月

静岡県

目 次

1. 概要	1
2. 労務費	1
3. 機械賃料	2
4. 施工パッケージ型積算方式の積算単価	3
5. 間接工事費における週休2日の補正の計算	4

1. 概要

建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上について、週休2日の補正を行う場合の直接工事費、共通仮設費（積上分）、共通仮設費（率計上分）及び現場管理費の計算を本要領により実施する。

直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、以下に示す3種類の単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

- ・ 労務費 ※港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）を除く公共工事設計労務単価、工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。
なお、業務委託等技術者は対象外とする。
- ・ 機械賃料
- ・ 土木工事標準単価

このうち「労務費」と「機械賃料」について、補正済み単価の計上方法を記載する。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

2. 労務費

週休2日の補正を行う場合、労務単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

（補正式）

$$\text{補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{割増率}) \times \text{週休2日の補正係数}$$

週休2日の補正の種類により、労務費に乘じる週休2日の補正係数は以下となる。

- 4週8休以上：1.05
- 4週7休以上、4週8休未満：1.03
- 4週6休以上、4週7休未満：1.01

労務費の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。

週休2日の補正無し	週休2日の補正あり
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。

3. 機械賃料

機械賃料について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

機械賃料には「夜間割増」による単価の補正がある。週休2日の補正と「夜間割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

(補正式)

$$\text{補正後の機械賃料} = \{ \text{機械賃料} \times (1 + \text{夜間割増}) \} \times \text{週休2日の補正係数}$$

週休2日の補正の種類により、機械賃料に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

4週8休以上：1.04

4週7休以上、4週8休未満：1.03

4週6休以上、4週7休未満：1.01

機械賃料の補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。

4. 施工パッケージ型積算方式の積算単価

施工パッケージ積算単価P'を算出する際の補正式では、「静岡県の積算地区・積算年月における単価」に補正済みの労務費・機械賃料・土木工事標準単価を用いて算出する。

【静岡県の積算地区・積算年月における単価】

- ・ 労務費：R1t'、R2t'、R3t'、R4t'
- ・ 機械賃料：K1t'、K2t'、K3t' ※賃料のみ
- ・ 土木工事標準単価：Q1t' ※土木工事標準単価のみ
- ・ 構成比(%)：Kr、Rr、Zr、Qr

$$\begin{aligned}
 P' = P \times & \left[\frac{K1r}{100} \times \frac{\boxed{K1t'}}{K1t} + \dots + \frac{K3r}{100} \times \frac{\boxed{K3t'}}{K3t} \right] \times \frac{Kr}{Kr + K2r + K3r} \\
 & + \left[\frac{R1r}{100} \times \frac{\boxed{R1t'}}{R1t} + \dots + \frac{R4r}{100} \times \frac{\boxed{R4t'}}{R4t} \right] \times \frac{Rr}{R1r + R2r + R3r + R4r} \\
 & + \left[\frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t'}{Z1t} + \dots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4t'}{Z4t} \right] \times \frac{Zr}{Z1r + Z2r + Z3r + Z4r} \\
 & + \left[\frac{Q1r}{100} \times \frac{\boxed{Q1t'}}{Q1t} \right] \times \frac{Qr}{Q1r} \\
 & + \left. \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Qr}{100} \right\}
 \end{aligned}$$

凡例

…… 週休2日の補正後の値

市場単価を含む施工パッケージについては、市場単価は週休2日の補正対象外であるため、Q1t'は補正されない。

5. 間接工事費における週休2日の補正の計算

週休2日を実施する工事において、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）に対して補正を行う。

(1) 共通仮設費率

週休2日の補正の種類により、共通仮設費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

■共通仮設費率の補正係数

4週8休以上：1.04

4週7休以上、4週8休未満：1.03

4週6休以上、4週7休未満：1.02

補正時の共通仮設費率計算式は以下の計算式となる。

①共通仮設費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率

共通仮設費率（補正前）の式

$$K_r = A \cdot P^b$$

K_r ：共通仮設費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

P ：共通仮設費対象額 A, b ：工種毎に決まる係数

②共通仮設費率（補正後）

$$\text{②共通仮設費率（補正後）} = \text{①共通仮設費率（補正前）} \\ \times \text{施工地域補正係数}$$

※小数点第3位四捨五入2位止め

③共通仮設費率（週休2日の補正後）

$$\text{③共通仮設費率（週休2日の補正後）} = \text{②共通仮設費率（補正後）} \\ \times \text{週休2日の補正係数}$$

※小数点第3位四捨五入2位止め

【補足説明】

- ・③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。

(2) 現場管理費

週休2日の補正の種類により、現場管理費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。

■現場管理費率の補正係数

4週8休以上：1.06

4週7休以上、4週8休未満：1.04

4週6休以上、4週7休未満：1.03

補正時の現場管理費率計算式は以下の計算式となる。

①現場管理費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率

現場管理費率（補正前）の式

$$J_o = A \cdot N p^b$$

J_o ：現場管理費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

$N p$ ：現場管理費対象額 A, b ：工種毎に決まる係数

②現場管理費率（補正後）

$$\begin{aligned} \text{②現場管理費率（補正後）} &= \text{①現場管理費率（補正前）} \times \text{施工地域補正係数} \\ &+ \text{施工時期補正值} \\ &+ \text{砂防・地すべり工事補正值} \\ &\text{※小数点第3位四捨五入2位止め} \end{aligned}$$

③現場管理費率（週休2日の補正後）

$$\begin{aligned} \text{③現場管理費率（週休2日の補正後）} &= \text{②現場管理費率（補正後）} \\ &\quad \times \text{週休2日の補正係数} \\ &\text{※小数点第3位四捨五入2位止め} \end{aligned}$$

【補足説明】

- ・③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。

週休 2 日推進工事積算要領

(港湾・漁港工事)

※諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）
又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事

令和 2 年12月

静岡県

目 次

1. 概要	1
2. 労務費	1
3. 港湾工事市場単価	2

1. 概要

港湾・漁港工事（※諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事）において、建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用は、本要領に基づき計上することとする。

計上する費用は、直接工事費における以下の単価とする。

- ・ 労務費 ※港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員、潜水連絡員）を除く公共工事設計労務単価および工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。なお、業務委託等技術者は対象外とする。
- ・ 港湾工事市場単価 ※工種ごとに定められた補正率を乗じる

2. 労務費（港湾5職種を除く）

週休2日の補正を行う場合、労務単価に補正係数を乗じた「補正済み単価」を計上する。

労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。

（補正式）

$$\text{補正済み単価} = (\text{労務単価} \times \text{割増率}) \times \text{週休2日の補正係数}$$

週休2日実施に伴う労務費の補正係数は以下のとおりとする。

4週8休以上：1.05

※港湾・漁港工事においては、4週6休や7休については、補正の対象としない。

労務費の補正済み単価の端数処理は以下のとおりとする。

週休2日の補正無し	週休2日の補正あり
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。

3. 港湾工事市場単価

週休2日の補正を行う場合、港湾工事市場単価においては、工種ごとに定めた以下の補正係数を各工種に乗じた「補正済み単価」を計上する。

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
 労務費補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数
 ○補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

工種	市場単価の構成			構成比			市場単価補正係数
	機械	労務	材料	機械	労務	材料	
1 底面工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
2 マット工	×	○	○	0.00	0.10	0.90	1.01
3 支保工	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
4 足場工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
5 鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
6 吊鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
7 型枠工	×	○	○	0.00	0.80	0.20	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	○	○	×	0.20	0.80	0.00	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
9 止水板工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
10 上蓋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
11 伸縮目地工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
12 係船柱取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
13 防舷材取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
14 車止・縁金物取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
15 係船柱撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
16 防舷材撤去	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
17 車止撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
18 電気防食取付	○	○	○	----	----	----	補正しない
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
20 防砂目地板取付工(水中施工)	○	○	×	----	----	----	補正しない
21 吸出し防止工	○	○	×	----	----	----	補正しない
22 港湾構造物塗装工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
23 ペトラタム被覆	×	○	×	----	----	----	補正しない
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	○	○	----	----	----	補正しない
26 かき落とし工	×	○	×	----	----	----	補正しない
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	○	○	×	----	----	----	補正しない
28 汚濁防止枠設置・撤去	○	○	×	----	----	----	補正しない
29 灯浮標設置・撤去	○	○	×	----	----	----	補正しない

【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

Q1. 対象工事について、「発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。

A1. 供用開始時期が決められている工事、施工期間が限定されている工事など、工期に関する制約が厳しい工事が該当します。

Q2. 用語の定義について、対象期間における「準備期間」「後片付け期間」の具体的な定義はあるのか。

A2. 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。
（詳細については、「週休2日推進工事実施イメージ」参照）

Q3. 発注方式について、発注者指定型と受注者希望型はどのように使い分ければいいのか。

A3. 当初設計金額 35,000 千円以上の工事については原則発注者指定型とし、それ以外の工事については受注者希望型としてください。

ただし、「施工条件明示事項」記載の不確定要素等により、工程に遅延が生じる可能性のある工事については、受注者希望型とすることができます。以下の事例を参考としてください。

【工程関係】

現場条件により施工方法や施工時間が制限される可能性がある工事

【用地関係】

資機材置き場用の用地を借地する必要があり、借地交渉に期間を要する可能性がある工事

【工事用道路関係】

工事用道路に一般道を使用するなど、使用時間帯の制限等がある工事

【工事支障物件等】

電柱やマンホールなどの占有物件があり、移設協議等に期間を要する可能性がある工事

Q4. 受注者希望型の場合、週休2日推進工事を適用するまでの具体的な流れはどうなっているのか。

A4. 契約後、受注者が週休2日推進工事を希望する場合には、対象期間開始前までに受発注者協議を行い適用となります。

その後、週休2日に取り組むレベルを設定し、その取組レベルに対応した現場閉所計画表を受注者が作成し、監督員に提出します。

Q5. 発注者指定型において、「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合」とは、どのような場合か。また、その場合の取扱いはどうすればよいか。

A5. 契約後の対象期間開始前に以下の例のような状況が生じ、原契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。この場合には、対象期間開始前に受発注者間で対応を協議してください。

【実施が困難な場合の例】

- ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。
- ・代替できない資材の流通が急に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。 等

【基本的な対応方法】

- 1)適切な期間を確保するため、工期を延長する。
- 2)契約変更により週休2日推進工事の適用を外す。(対象工事ではなくなるため、労務費補正分の全てを減額変更し、工事成績評定の加算は行わない。)

Q6. 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取扱いはどのようになるか。

A6. 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所(当日作業開始前に判断した場合を含む。)し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含みます。なお、休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に済ませてください。

Q7. その建設現場以外(他工事現場、受注者の社屋等)で勤務した場合の取扱いはどのようになるか。

A7. 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。

Q8. 受注者希望型において、当初設定した取組レベルを実績で超えた場合は、設計変更は可能か。

A8. 当初設定した取組レベルを上限として判定するため、実績で超えた場合でも設計変更は行いません。

【例】

取組レベル 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%以上 25%未満）

取組実績 現場閉所率 27%

→「4週6休以上4週7休未満」と判定

Q9. 工事成績評価において、発注者指定型と受注者希望型で違いはあるのか。

A9. 成績評価項目のうち、「2 施工状況」「Ⅱ 工程管理」「休日の確保を行っている。」の部分について考え方が異なります。発注者指定型については、取組レベル「4週8休以上」を基準としているため、取組実績が4週8休に満たなかった場合は「休日は適切に確保されていない」という判定になります。受注者希望型については、「当初設定した取組レベル」を基準としているため、設定した取組レベルを満足していれば、取組実績が4週8休に満たなかった場合でも「休日は適切に確保されている」という判定になります。

【発注者指定型】⇒「4週8休以上」を基準

取組実績が4週8休以上 → 休日は適切に確保されている。

取組実績が4週8休未満 → 休日は適切に確保されていない。

【受注者希望型】⇒「当初設定した取組レベル」を基準

・当初設定した取組レベルが4週7休以上4週8休未満の場合

取組実績が4週7休以上4週8休未満 → 休日は適切に確保されている。

取組実績が4週6休以上4週7休未満 → 休日は適切に確保されていない。

Q10. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。

A10. 補正対象外です。週休2日を確保した労務単価と考えられるため、労務費の補正は行いません。

新旧対照表

週休2日推進工事積算要領

改正前

改正後

改正内容

週休2日推進工事積算要領

令和2年6月

静岡県

週休2日推進工事積算要領

令和2年12月

静岡県

・日付けの修正

新旧対照表

改正前	改正後	改正内容
<p data-bbox="532 459 639 494">目次</p> <p data-bbox="145 575 1018 857">1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2. 労務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 3. 機械賃料・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 4. 施工パッケージ型積算方式の積算単価・・・・・・・・3 5. 間接工事費における週休2日の補正の計算・・・・4</p>	<p data-bbox="1613 459 1720 494">目次</p> <p data-bbox="1223 575 2096 857">1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2. 労務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 3. 機械賃料・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 4. 施工パッケージ型積算方式の積算単価・・・・・・・・3 5. 間接工事費における週休2日の補正の計算・・・・4</p>	<p data-bbox="2206 369 2307 401">変更なし</p>

新旧対照表

改正前	改正後	改正内容								
<p>1. 概要</p> <p>建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上について、週休2日の補正を行う場合の直接工事費、共通仮設費（積上分）、共通仮設費（率計上分）及び現場管理費の計算を本要領により実施する。</p> <p>直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、以下に示す3種類の単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 ・機械賃料 ・土木工事標準単価 <p>このうち「労務費」と「機械賃料」について、補正済み単価の計上方法を記載する。</p> <p>なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。</p> <p>2. 労務費</p> <p>週休2日の補正を行う場合、労務単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。</p> <p>労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p style="margin-left: 20px;">（補正式） 補正済み単価 = (労務単価×割増率) × 週休2日の補正係数</p> <p>週休2日の補正の種類により、労務費に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。</p> <p style="margin-left: 20px;">4週8休以上：1.05 4週7休以上、4週8休未満：1.03 4週6休以上、4週7休未満：1.01</p> <p>労務費の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">週休2日の補正無し</th> <th style="width: 50%;">週休2日の補正あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正式で計算した値に対し、<u>円未満切捨</u>ての端数処理を行う。</td> <td>補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、<u>円未満切捨</u>ての端数処理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1</p>	週休2日の補正無し	週休2日の補正あり	補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	<p>1. 概要</p> <p>建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上について、週休2日の補正を行う場合の直接工事費、共通仮設費（積上分）、共通仮設費（率計上分）及び現場管理費の計算を本要領により実施する。</p> <p>直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、以下に示す3種類の単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 ※港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）を除く公共工事設計労務単価、工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。 なお、業務委託等技術者は対象外とする。 ・機械賃料 ・土木工事標準単価 <p>このうち「労務費」と「機械賃料」について、補正済み単価の計上方法を記載する。</p> <p>なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。</p> <p>2. 労務費</p> <p>週休2日の補正を行う場合、労務単価について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。</p> <p>労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p style="margin-left: 20px;">（補正式） 補正済み単価 = (労務単価×割増率) × 週休2日の補正係数</p> <p>週休2日の補正の種類により、労務費に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。</p> <p style="margin-left: 20px;">4週8休以上：1.05 4週7休以上、4週8休未満：1.03 4週6休以上、4週7休未満：1.01</p> <p>労務費の補正済み単価の端数処理は以下の内容とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">週休2日の補正無し</th> <th style="width: 50%;">週休2日の補正あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正式で計算した値に対し、<u>円未満切捨</u>ての端数処理を行う。</td> <td>補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、<u>円未満切捨</u>ての端数処理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">1</p>	週休2日の補正無し	週休2日の補正あり	補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	<p>・補正対象となる労務単価を明記</p>
週休2日の補正無し	週休2日の補正あり									
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。									
週休2日の補正無し	週休2日の補正あり									
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。									

新旧対照表

改正前	改正後	改正内容
<p>3. 機械賃料</p> <p>機械賃料について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。 機械賃料には「夜間割増」による単価の補正がある。週休2日の補正と「夜間割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p>(補正式) $\text{補正後の機械賃料} = \{ \text{機械賃料} \times (1 + \text{夜間割増}) \} \times \text{週休2日の補正係数}$</p> <p>週休2日の補正の種類により、機械賃料に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。</p> <p>4週8休以上：1.04 4週7休以上、4週8休未満：1.03 4週6休以上、4週7休未満：1.01</p> <p>機械賃料の補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。</p>	<p>3. 機械賃料</p> <p>機械賃料について週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。 機械賃料には「夜間割増」による単価の補正がある。週休2日の補正と「夜間割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p>(補正式) $\text{補正後の機械賃料} = \{ \text{機械賃料} \times (1 + \text{夜間割増}) \} \times \text{週休2日の補正係数}$</p> <p>週休2日の補正の種類により、機械賃料に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。</p> <p>4週8休以上：1.04 4週7休以上、4週8休未満：1.03 4週6休以上、4週7休未満：1.01</p> <p>機械賃料の補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。</p>	<p>変更なし</p>
2	2	

新旧対照表

改正前	改正後	改正内容
<p>4. 施工パッケージ型積算方式の積算単価</p> <p>施工パッケージ積算単価P'を算出する際の補正式では、「静岡県の積算地区・積算年月における単価」に補正済みの労務費・機械賃料・土木工事標準単価を用いて算出する。</p> <p>【静岡県の積算地区・積算年月における単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費：R1t'、R2t'、R3t'、R4t' ・機械賃料：K1t'、K2t'、K3t' ※賃料のみ ・土木工事標準単価：Q1t' ※土木工事標準単価のみ ・構成比（％）：Kr、Rr、Zr、Qr $P' = P \times \left\{ \left[\frac{K1r}{100} \times \frac{K1t'}{K1t} + \dots + \frac{K3r}{100} \times \frac{K3t'}{K3t} \right] \times \frac{Kr}{K1r + K2r + K3r} \right.$ $+ \left[\frac{R1r}{100} \times \frac{R1t'}{R1t} + \dots + \frac{R4r}{100} \times \frac{R4t'}{R4t} \right] \times \frac{Rr}{R1r + R2r + R3r + R4r}$ $+ \left[\frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t'}{Z1t} + \dots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4t'}{Z4t} \right] \times \frac{Zr}{Z1r + Z2r + Z3r + Z4r}$ $+ \left[\frac{Q1r}{100} \times \frac{Q1t'}{Q1t} \right] \times \frac{Qr}{Q1r}$ $\left. + \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Qr}{100} \right\}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>凡例</p> <p> …… 週休2日の補正後の値</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">市場単価を含む施工パッケージについては、市場単価は週休2日の補正対象外であるため、Q1t'は補正されない。</p>	<p>4. 施工パッケージ型積算方式の積算単価</p> <p>施工パッケージ積算単価P'を算出する際の補正式では、「静岡県の積算地区・積算年月における単価」に補正済みの労務費・機械賃料・土木工事標準単価を用いて算出する。</p> <p>【静岡県の積算地区・積算年月における単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費：R1t'、R2t'、R3t'、R4t' ・機械賃料：K1t'、K2t'、K3t' ※賃料のみ ・土木工事標準単価：Q1t' ※土木工事標準単価のみ ・構成比（％）：Kr、Rr、Zr、Qr $P' = P \times \left\{ \left[\frac{K1r}{100} \times \frac{K1t'}{K1t} + \dots + \frac{K3r}{100} \times \frac{K3t'}{K3t} \right] \times \frac{Kr}{K1r + K2r + K3r} \right.$ $+ \left[\frac{R1r}{100} \times \frac{R1t'}{R1t} + \dots + \frac{R4r}{100} \times \frac{R4t'}{R4t} \right] \times \frac{Rr}{R1r + R2r + R3r + R4r}$ $+ \left[\frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t'}{Z1t} + \dots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4t'}{Z4t} \right] \times \frac{Zr}{Z1r + Z2r + Z3r + Z4r}$ $+ \left[\frac{Q1r}{100} \times \frac{Q1t'}{Q1t} \right] \times \frac{Qr}{Q1r}$ $\left. + \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Qr}{100} \right\}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>凡例</p> <p> …… 週休2日の補正後の値</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">市場単価を含む施工パッケージについては、市場単価は週休2日の補正対象外であるため、Q1t'は補正されない。</p>	<p>変更なし</p>
3	3	

新旧対照表

改正前	改正後	改正内容
<p>5. 間接工事費における週休2日の補正の計算</p> <p>週休2日を実施する工事において、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）に対して補正を行う。</p> <p>(1) 共通仮設費率</p> <p>週休2日の補正の種類により、共通仮設費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。</p> <p style="margin-left: 20px;">■共通仮設費率の補正係数</p> <p style="margin-left: 40px;">4週8休以上：1.04</p> <p style="margin-left: 40px;">4週7休以上、4週8休未満：1.03</p> <p style="margin-left: 40px;">4週6休以上、4週7休未満：1.02</p> <p>補正時の共通仮設費率計算式は以下の計算式となる。</p> <p>①共通仮設費率（補正前）</p> <p>①は現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="margin: 0;">共通仮設費率（補正前）の式</p> $K_r = A \cdot P^b$ <p style="margin: 0;">K_r：共通仮設費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）</p> <p style="margin: 0;">P：共通仮設費対象額 A, b：工種毎に決まる係数</p> </div> <p>②共通仮設費率（補正後）</p> <p>②共通仮設費率（補正後） = ①共通仮設費率（補正前） ×施工地域補正係数 ※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>③共通仮設費率（週休2日の補正後）</p> <p>③共通仮設費率（週休2日の補正後） = ②共通仮設費率（補正後） ×<u>週休2日の補正係数</u> ※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>【補足説明】</p> <p>・③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。</p>	<p>5. 間接工事費における週休2日の補正の計算</p> <p>週休2日を実施する工事において、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）に対して補正を行う。</p> <p>(1) 共通仮設費率</p> <p>週休2日の補正の種類により、共通仮設費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。</p> <p style="margin-left: 20px;">■共通仮設費率の補正係数</p> <p style="margin-left: 40px;">4週8休以上：1.04</p> <p style="margin-left: 40px;">4週7休以上、4週8休未満：1.03</p> <p style="margin-left: 40px;">4週6休以上、4週7休未満：1.02</p> <p>補正時の共通仮設費率計算式は以下の計算式となる。</p> <p>①共通仮設費率（補正前）</p> <p>①は現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="margin: 0;">共通仮設費率（補正前）の式</p> $K_r = A \cdot P^b$ <p style="margin: 0;">K_r：共通仮設費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）</p> <p style="margin: 0;">P：共通仮設費対象額 A, b：工種毎に決まる係数</p> </div> <p>②共通仮設費率（補正後）</p> <p>②共通仮設費率（補正後） = ①共通仮設費率（補正前） ×施工地域補正係数 ※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>③共通仮設費率（週休2日の補正後）</p> <p>③共通仮設費率（週休2日の補正後） = ②共通仮設費率（補正後） ×<u>週休2日の補正係数</u> ※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>【補足説明】</p> <p>・③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。</p>	<p>変更なし</p>
4	4	

新旧対照表

改正前	改正後	改正内容
<p>(2) 現場管理費 週休2日の補正の種類により、現場管理費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。</p> <p>■現場管理費率の補正係数</p> <p>4週8休以上：1.06 4週7休以上、4週8休未満：1.04 4週6休以上、4週7休未満：1.03</p> <p>補正時の現場管理費率計算式は以下の計算式となる。</p> <p>①現場管理費率（補正前） ①は現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">現場管理費率（補正前）の式</p> $J_o = A \cdot N p^b$ <p style="font-size: small;">J_o：現場管理費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め） N_p：現場管理費対象額 A, b：工種毎に決まる係数</p> </div> <p>②現場管理費率（補正後） ②現場管理費率（補正後）＝ ①現場管理費率（補正前）× 施工地域補正係数 ＋ 施工時期補正值 ＋ 砂防・地すべり工事補正值 ※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>③現場管理費率（週休2日の補正後） ③現場管理費率（週休2日の補正後）＝②現場管理費率（補正後） × 週休2日の補正係数 ※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>【補足説明】 ・③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。</p>	<p>(2) 現場管理費 週休2日の補正の種類により、現場管理費率に乗じる週休2日の補正係数は以下となる。</p> <p>■現場管理費率の補正係数</p> <p>4週8休以上：1.06 4週7休以上、4週8休未満：1.04 4週6休以上、4週7休未満：1.03</p> <p>補正時の現場管理費率計算式は以下の計算式となる。</p> <p>①現場管理費率（補正前） ①は現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">現場管理費率（補正前）の式</p> $J_o = A \cdot N p^b$ <p style="font-size: small;">J_o：現場管理費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め） N_p：現場管理費対象額 A, b：工種毎に決まる係数</p> </div> <p>②現場管理費率（補正後） ②現場管理費率（補正後）＝ ①現場管理費率（補正前）× 施工地域補正係数 ＋ 施工時期補正值 ＋ 砂防・地すべり工事補正值 ※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>③現場管理費率（週休2日の補正後） ③現場管理費率（週休2日の補正後）＝②現場管理費率（補正後） × 週休2日の補正係数 ※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>【補足説明】 ・③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。</p>	<p>変更なし</p>
5	5	

新旧対照表

週休2日推進工事積算要領(港湾・漁港工事)

改正前

改正後

改正内容

週休2日推進工事積算要領

(港湾・漁港工事)

※諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事(浚渫工事、構造物工事)
又は海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)の工事

令和2年4月

静岡県

週休2日推進工事積算要領

(港湾・漁港工事)

※諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事(浚渫工事、構造物工事)
又は海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)の工事

令和2年12月

静岡県

・日付けの修正

新旧対照表

改正前	改正後	改正内容
<p data-bbox="524 401 633 440">目 次</p> <p data-bbox="159 513 987 537">1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p data-bbox="159 568 987 591">2. 労務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p data-bbox="159 622 987 645">3. 港湾工事市場単価・・・・・・・・・・・・・・ 2</p>	<p data-bbox="1599 401 1709 440">目 次</p> <p data-bbox="1237 513 2066 537">1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p data-bbox="1237 568 2066 591">2. 労務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p data-bbox="1237 622 2066 645">3. 港湾工事市場単価・・・・・・・・・・・・・・ 2</p>	<p data-bbox="2206 369 2315 392">変更なし</p>

新旧対照表

改正前	改正後	改正内容								
<p>1. 概要</p> <p>港湾・漁港工事（※諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事）において、建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用は、本要領に基づき計上することとする。</p> <p>計上する費用は、直接工事費における以下の単価とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 ※港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）は除く ・港湾工事市場単価 ※工種ごとに定められた補正率を乗じる <p>2. 労務費（港湾5職種を除く）</p> <p>週休2日の補正を行う場合、労務単価に補正係数を乗じた「補正済み単価」を計上する。労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p style="margin-left: 20px;">（補正式）</p> <p style="margin-left: 40px;">補正済み単価 = (労務単価×割増率) × 週休2日の補正係数</p> <p>週休2日実施に伴う労務費の補正係数は以下のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">4週8休以上：1.05</p> <p style="margin-left: 40px;">※港湾・漁港工事においては、4週6休や7休については、補正の対象としない。</p> <p>労務費の補正済み単価の端数処理は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">週休2日の補正無し</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">週休2日の補正あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">補正式で計算した値に対し、<u>円未満切捨</u>ての端数処理を行う。</td> <td style="padding: 2px;">補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、<u>円未満切捨</u>ての端数処理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">1</p>	週休2日の補正無し	週休2日の補正あり	補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	<p>1. 概要</p> <p>港湾・漁港工事（※諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事）において、建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用は、本要領に基づき計上することとする。</p> <p>計上する費用は、直接工事費における以下の単価とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 ※港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）を除く公共工事設計労務単価、工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。 なお、業務委託等技術者は対象外とする。 ・港湾工事市場単価 ※工種ごとに定められた補正率を乗じる <p>2. 労務費（港湾5職種を除く）</p> <p>週休2日の補正を行う場合、労務単価に補正係数を乗じた「補正済み単価」を計上する。労務費には「夜間工事による労務単価の割増」による単価の補正がある。今回の週休2日の補正と「夜間工事による労務単価の割増」を同時に適用する場合、補正単価は以下の式により算出する。</p> <p style="margin-left: 20px;">（補正式）</p> <p style="margin-left: 40px;">補正済み単価 = (労務単価×割増率) × 週休2日の補正係数</p> <p>週休2日実施に伴う労務費の補正係数は以下のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">4週8休以上：1.05</p> <p style="margin-left: 40px;">※港湾・漁港工事においては、4週6休や7休については、補正の対象としない。</p> <p>労務費の補正済み単価の端数処理は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">週休2日の補正無し</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">週休2日の補正あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">補正式で計算した値に対し、<u>円未満切捨</u>ての端数処理を行う。</td> <td style="padding: 2px;">補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、<u>円未満切捨</u>ての端数処理を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">1</p>	週休2日の補正無し	週休2日の補正あり	補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	<p>・補正対象となる労務単価を明記</p>
週休2日の補正無し	週休2日の補正あり									
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。									
週休2日の補正無し	週休2日の補正あり									
補正式で計算した値に対し、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。	補正式で計算した値に対し、週休2日の補正係数を適用したあと、 <u>円未満切捨</u> ての端数処理を行う。									

新旧対照表

改正前

3. 港湾工事市場単価

週休2日の補正を行う場合、港湾工事市場単価においては、工程ごとに定めた以下の補正係数を各工程に乗じた「補正済み単価」を計上する。

- 港湾工事市場単価工程毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘以算出
 労務費補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数
- 補正対象外職種が含まれる工程の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

工種	市場単価の構成			構成比			市場単価補正係数
	機械	労務	材料	機械	労務	材料	
1 底面工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
2 マット工	×	○	○	0.00	0.10	0.90	1.01
3 支保工	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
4 足場工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
5 鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
6 吊鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
7 型枠工	×	○	○	0.00	0.80	0.20	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	○	○	×	0.20	0.80	0.00	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
9 止水板工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
10 上蓋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
11 伸縮目地工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
12 係船柱取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
13 防舷材取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
14 車止・縁金物取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
15 係船柱撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
16 防舷材撤去	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
17 車止撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
18 電気防食取付	○	○	○	---	---	---	補正しない
19 防砂目地取付工(陸上施工)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
20 防砂目地取付工(水中施工)	○	○	×	---	---	---	補正しない
21 吸出し防止工	○	○	×	---	---	---	補正しない
22 港湾構造物塗装工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
23 ペトログラム被覆	×	○	×	---	---	---	補正しない
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	○	○	---	---	---	補正しない
26 かき落とし工	×	○	×	---	---	---	補正しない
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	○	○	×	---	---	---	補正しない
28 汚濁防止枠設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない
29 灯浮標設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない

改正後

3. 港湾工事市場単価

週休2日の補正を行う場合、港湾工事市場単価においては、工程ごとに定めた以下の補正係数を各工程に乗じた「補正済み単価」を計上する。

- 港湾工事市場単価工程毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘以算出
 労務費補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数
- 補正対象外職種が含まれる工程の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

工種	市場単価の構成			構成比			市場単価補正係数
	機械	労務	材料	機械	労務	材料	
1 底面工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
2 マット工	×	○	○	0.00	0.10	0.90	1.01
3 支保工	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
4 足場工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
5 鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
6 吊鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
7 型枠工	×	○	○	0.00	0.80	0.20	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	○	○	×	0.20	0.80	0.00	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
9 止水板工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
10 上蓋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
11 伸縮目地工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
12 係船柱取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
13 防舷材取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
14 車止・縁金物取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
15 係船柱撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
16 防舷材撤去	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
17 車止撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
18 電気防食取付	○	○	○	---	---	---	補正しない
19 防砂目地取付工(陸上施工)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
20 防砂目地取付工(水中施工)	○	○	×	---	---	---	補正しない
21 吸出し防止工	○	○	×	---	---	---	補正しない
22 港湾構造物塗装工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
23 ペトログラム被覆	×	○	×	---	---	---	補正しない
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	○	○	---	---	---	補正しない
26 かき落とし工	×	○	×	---	---	---	補正しない
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	○	○	×	---	---	---	補正しない
28 汚濁防止枠設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない
29 灯浮標設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない

改正内容

変更なし

週休2日推進工事積算要領の改正について

【改正理由】

積算要領において、補正対象外となる業務委託等技術者などの労務単価が不明瞭であるため、補正対象となる労務単価を明示する。

【改正箇所】

・週休2日推進工事積算要領

1. 概要

(現行)

直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、以下に示す3種類の単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

- ・労務費
- ・機械賃料
- ・土木工事標準単価



(改正案)

直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち、以下に示す3種類の単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

- ・労務費 ※港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）を除く公共工事設計労務単価、工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。
なお、業務委託等技術者は対象外とする。
- ・機械賃料
- ・土木工事標準単価

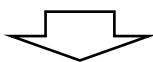
・週休2日推進工事積算要領（港湾・漁港工事）

1. 概要

(現行)

計上する費用は、直接工事費における以下の単価とする。

- ・労務費 ※港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）は除く
- ・港湾工事市場単価 ※工種ごとに定められた補正率を乗じる



(改正案)

計上する費用は、直接工事費における以下の単価とする。

- ・労務費 ※港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）を除く公共工事設計労務単価、工場製作工（機械設備製作工、鋼橋製作工）を除く電気通信・機械設備工事労務単価を対象とする。
なお、業務委託等技術者は対象外とする。
- ・港湾工事市場単価 ※工種ごとに定められた補正率を乗じる

・【QA】 静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説
（追加）

Q10. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。

A10. 補正対象外です。週休2日を確保した労務単価と考えられるため、労務費の補正は行いません。